

写

平成29年4月17日

墨田区長
山本 亨 様

墨田区行政不服審査会
会長 磯野 弥生

自己情報の訂正・削除・中止請求の不承諾に対する審査
請求について（答申）

平成28年12月28日付け28墨総法第139号による諮問に
ついて、別紙のとおり答申します。

諮問番号：平成28年度諮問第1号

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人からの自己情報の訂正・削除・中止請求に対して墨田区長（以下「諮問庁」という。）が行った決定処分は、妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 審査請求人は、平成28年7月19日付けで諮問庁に対し、墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき、以下のとおり自己情報の訂正・削除・中止請求を行った。

(1) 滞納者実態調査票の様式から本籍地・筆頭者欄を削除し、戸籍の調査を中止すること。

本籍地及び筆頭者は個人情報の最たるものである。税の徴収には現住所の把握は必要であるが、本籍地の調査は行政行為の職権濫用であり問題である。

(2) 交渉経過一覧表の自己情報の訂正及び削除

ア 交渉経過一覧表（平成28年6月24日作成）では、平成19年7月27日以降の住所及び担当者が全て同一である。日付に応じた住所及び担当者に訂正すること。

イ 平成21年6月16日及び平成22年1月18日付け記録内容に本人来庁とあるが、墨田区役所を訪問した事実はないため削除すること。

また、これに関連する平成21年8月12日付け分納不履行通知欄を削除すること。

ウ 平成24年10月6日付け記録内容に家族（父）から電話有とあるが、同日は土曜日であり、電話がある旨の約束の記録も無いことから同日に電話があったとは到底考えられない。事実と異なる部分を訂正し、又は

そのような事実が無ければ削除すること。

- 2 なお、1(1)の滞納者実態調査票及び1(2)の交渉経過一覧表は、平成28年5月30日付けの自己情報開示請求に対して同年6月29日付け28墨区税第616号により一部開示された文書である。
- 3 諮問庁は、1の自己情報の訂正・削除・中止請求に対して次のとおり決定し、平成28年8月18日付けで自己情報訂正・削除・中止決定通知書(28墨区税第924号)を審査請求人に送付した。

1(1) 不承諾

滞納者実態調査票の様式上の本籍地・筆頭者欄そのものについては自己情報ではなく、また、滞納者実態調査票に記載される情報については国税徴収法第141条及び地方税法第20条の11の規定による調査に基づくものであり、条例第6条、第7条、第8条第1項、第9条第1項若しくは第2項又は第13条の規定に違反して収集され、又は記録されているものではないため、削除を要しない。

なお、戸籍の調査の中止請求は目的外利用の中止請求において請求することができるものではないため、中止することはできない。

1(2)ア 不承諾

交渉経過一覧表を印刷する滞納整理支援システムは、当該一覧表の過去の住所及び担当者氏名が現在の住所及び担当者氏名に置き換わる仕様になっており、現在の住所及び担当者氏名の内容は事実であるため、訂正を要しない。

1(2)イ 不承諾

平成21年6月16日及び平成22年1月18日付け記録内容にある本人来庁の事実及び平成21年8月12日付け記録内容にある分納不履行通知発送の事実は、条例第6条、第7条、第8条第1項、第9条第1項若しくは第2項又は第13条の規定に違反して収集され、又は記録されているものではないため、削除を要しない。

また、当該事実が誤りであると認める根拠はないため、訂正を要しない。

1(2)ウ 不承諾

平成24年10月6日に本人の父親から電話があった事実が誤りであると認める根拠がなく、訂正を要しない。また、当該事実は条例第6条、第7条、第8条第1項、第9条第1項若しくは第2項又は第13条の規定に違反して収集され、又は記録されているものではないため、削除を要しない。

なお、同日は休日納税・相談窓口により納税係の窓口を開庁しており、電話相談を受け付けていた。

- 4 審査請求人は、当該決定を不服とし、不承諾を改め承諾とすることを求める審査請求書を平成28年10月31日付けで郵送し、同年11月2日に諮問庁に到達した。
- 5 諮問庁は、条例第25条第2項の規定に基づき、平成28年12月28日付けで弁明書の写しを添えて当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（平成28年10月31日付け）及び意見書（平成29年1月30日付け）において、次のとおり不承諾決定処分を取り消し、承諾するよう求めている。

1 審査請求の趣旨

諮問庁が平成28年8月18日付けで審査請求人に対して行った自己情報訂正・削除・中止請求の不承諾決定処分を取り消し、承諾することを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 墨田区税務課の社会規範に反した滞納整理に異議がある。それは税の公平と言って、滞納者の実態を把握することなく、強引（恐喝紛い）かつ人権を無視した不必要な戸籍調査も実施するなどした税の徴収である。また、国税徴収法に抵触すると思われる滞納処分も行われた。
- (2) 第2の1(1)について、国税徴収法第141条の質問及び検査は必要と認められる範囲内であることができる。地方税法第20条の11の官公署等

への協力要請は、協力を求めることができるだけの規定である。税の徴収に不必要な本籍地・筆頭者の戸籍調査が問題であり、国税徴収法第141条及び条例第6条の適正な収集に抵触している。

現住所の把握は住所地の自治体への照会だけで済むことから、当該収集は削除請求に対する決定の審査基準の削除の対象となる場合に該当する。

また、滞納者が戸籍の筆頭者でない場合は、滞納者以外を調査していることになる。単身でない場合は家族も含まれるケースもあり滞納者（納税義務者）以外を調査するのは、法及び条例に抵触する。

戸籍の附票は、異動履歴が一括で分かるからという効率性を理由に取得できるものではない。行政の裁量権の範囲を逸脱している。

- (3) 第2の1(2)アについて、公文書の記録である以上、事実に基づき正確に記載すべきである。なお、訂正請求に対する決定の審査基準に「事実」とは「住所、氏名・・・等客観的に判断できる事項をいう」とあり、訂正請求の対象となる「自己情報の事実の記録に誤りがある」ときに該当する。

「システムの仕様」と言うことは、事実の解明をはぐらかしたい、事実を明らかにしたくない、隠蔽したいという思いから意図的に書き換えていると解されても仕方のない言い訳である。

- (4) 第2の1(2)イ及びウについて、事実かどうか争点であるが、本人来庁の事実はない。対応職員等への事情聴取など検証しようともしていない。多くの自治体で取得している分納誓約書等を1回目も、更に1回目不履行となった2回目も取得がない。来庁がなかったから取得ができなかったと判断することができる。

また、弁明書では来庁の根拠が示されていない。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁は、弁明書（平成28年12月22日付け）及び口頭理由説明（平成29年1月24日聴取）において、本件審査請求に係る自己情報の訂正・削除・中止請求の不承諾決定処分には、違法又は不当な点はないと主張している。

その理由は、以下のように要約される。

- 1 第2の1(1)について、滞納者実態調査票に記載する情報は、国税徴収法第141条の規定及び地方税法第20条の11の規定により収集され、記入される。

墨田区民である場合又は墨田区から次の転出先に住所を有する場合は、住所を把握することができるため本籍地の情報は不要であり、当該欄は空欄になっている。しかし、さらに転出があると墨田区では住所を把握することができなくなり、戸籍の附票の取得が必要となる。

また、筆頭者については、戸籍制度上、同じ住所に本籍を置くことができるので、戸籍を特定するためには筆頭者の情報が必要になる。筆頭者の情報がなければ、戸籍の判別をすることができない。

- 2 第2の1(2)アについて、滞納整理支援システムは、当時の住所及び担当者氏名が現在の住所及び担当者氏名に置き換わる仕様である。なお、滞納整理支援システムは当該仕様で販売されており、墨田区独自の仕様ではない。

- 3 第2の1(2)イについて、審査請求人は、「訪問した事実はない」と記す以外に当該事実が誤りであるという根拠を示していない。

分納誓約書については、その取得や提出を義務付ける法令は存在せず、墨田区でも全ての来庁者から分納誓約書を取得する運用は行っていないため、その取得の有無をもって来庁の事実の有無の判断をすることはできない。

- 4 第2の1(2)ウについて、審査請求人は、当該事実が誤りであるという根拠を示していない。

- 5 また、自己情報の「訂正請求」、「削除請求」及び「目的外利用及び外部提供の中止の請求」に対する決定の審査基準に照らしても、当該不承諾の決定に違法又は不当な点はない。

第5 審査会の判断

- 1 審査請求人は、滞納者実態調査票の様式から本籍地・筆頭者欄を削除することを求めているが、自己情報の削除請求は、条例第19条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときに行うことができるものであるところ、そもそも同欄それ自体は自己情報には当たらず、削除請求の要件を欠くと判断す

るのが相当である。

また、審査請求人は、「現住所の把握」は住所地の自治体への「現住所の照会」だけで済むはずであり、本籍地・筆頭者を調査することは、国税徴収法第141条（質問及び検査）の「その必要と認められる範囲内において」及び条例第6条（適正な収集）の「必要な場合に限り、かつ、個人情報の利用目的を可能な限り特定しなければならない」との規定に抵触していると主張する。

審査請求の趣旨を、審査請求人本人に関する本籍地及び筆頭者の記載を削除することを求めたと解した場合でも、墨田区外への転出後に住所を何か所も移転しているときなどは、個別に移転先の自治体をたどるとすれば照会に相当の時間を要し、滞納税の徴収のように迅速性が求められる手続には適切ではないから、戸籍の附票を取得することには合理性が認められる。墨田区税務課では、本件のように必要と認められる場合に限り戸籍の調査を行っているのであって、条例第6条の規定に違反しているとは言えない。なお、本件の戸籍の調査は、国税徴収法第141条ではなく、地方税法第20条の11の規定によるものである。

- 2 審査請求人は、交渉経過一覧表が公文書の記録である以上、住所及び担当者氏名につき事実に基づき正確に記載するべきで、交渉時点の住所及び担当者氏名とすべきとする。交渉経過一覧表の元データとなる滞納整理支援システムは、租税徴収事務の遂行を目的として構築されたものであるところ、同一覧表には、交渉の日時、交渉の経過、その際の対応者にあっては元々のデータが表示されるが、当該滞納者の住所及び担当者欄にあっては、滞納者の住所及び担当者に変更があったときに、その都度新しいデータに更新され、現時点の現住所及び担当者が表示されるようにプログラムされている。それは、当該システムが元々滞納税の徴収に必要な範囲の情報を記録することを目的とし、過去の事実経過の全ての記録を残すことを目的としたものではないためであって、滞納者の住所や担当者については、最新のデータを把握することができれば十分であり、必ずしも過去の時点の住所や担当者の履歴情報を必要としているわけではない。そして、少なくとも交渉経過一覧表とし

て印刷された時点における滞納者の住所やその時点の担当者の表示は、事実
に反したものではないのであるから、特にこれらを訂正しなければならない
理由はない。

- 3 審査請求人は、交渉経過一覧表の平成21年6月16日及び平成22年1
月18日に本人が「来庁した」という記載について、根拠が示されていない
ので事実と異なるとする。区では分納誓約書を取る場合があることを認めて
おり、1回目が不履行となったにもかかわらず2回目の来庁時にも同誓約書
を取らないのは不自然である、分納誓約書がないということは、「来庁がな
かった」という事実を証明するものであると主張する。

交渉経過一覧表上の平成21年6月16日の欄には、「本人来庁」と記載
されており、「21含め分割相談。結果本税1年延滞金その後で合意。・・・」
との記載がある。また、平成22年1月18日の欄にも「本人来庁」とあり、
「 に帰ることになったので転出の件とあわせて来ました。払う気はある
のですが・・・」との記載がある。本人が来庁することに特段の支障は認め
られず、区職員との具体的なやり取りまで記録されていることから、本人
が来庁して話し合いをした事実を十分推測させるものであり、それを覆すよ
うな証拠はない。

分納誓約書については、平成28年12月22日付け弁明書にも記載され
ているとおり、分納誓約書の提出を義務付ける法令は存在せず、区でも全て
の来庁者から分納誓約書を取得する運用を行っている訳ではない。取得する
か否かについてはその時々に来庁者の態度や支払計画の現実性によって、臨
機応変に決定されていると思料される。交渉経過一覧表の記載からすると、
2回目の来庁時の、仕事も見つかっておらず、分割支払の予定も立たないと
の本人の弁解から、いまだ書面化する段階ではないと区が判断したとすれば、
本人が来庁したにもかかわらず、分納誓約書の取得がないとしてもことさら
不自然であるとは言えない。

また、家族から電話があったかどうかについてであるが、交渉経過一覧表
上の平成24年10月6日の欄には、「家族から電話有」、「父。「手紙が来た
けど相変わらず行方不明なんです。もうちょっと待って・・・」」と記載が

あり、同年10月11日の欄にも「家族から電話有」、「父。「連絡取れない。・・・」」と記載がある。審査請求人は、平成24年10月6日は土曜日であったので電話をすることは考えられないと主張するが、当日は休日納税・相談窓口により電話相談を受け付けていたのであって、交渉経過一覧表上に具体的な会話内容まで記録されていることからすると、実際に電話があったことを十分にうかがわせるものであり、その事実を疑わせる証拠はない。

したがって、来庁や電話の事実について、誤りであると認めるに足りる証拠はなく、訂正や削除を要しない。

- 4 以上のことから、滞納者実態調査票の様式から本籍地・筆頭者欄を削除し、戸籍の調査を中止すること並びに交渉経過一覧表の自己情報を削除し、及び訂正することを趣旨とする審査請求人からの請求に対し、諮問庁がいずれも不承諾とした決定処分は、「第1 審査会の結論」のとおり、妥当であると判断する。

第6 審査の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査した。

平成28年12月28日	・ 諮問
平成29年1月24日 (第1回審査会)	・ 諮問庁から口頭による説明を聴取 ・ 審査
平成29年2月1日	・ 審査請求人から意見書を収受
平成29年2月27日 (第2回審査会)	・ 審査
平成29年3月31日 (第3回審査会)	・ 審査

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、安達 和志、阿部 博道、木ノ内 建造、高畠 敏秀